

海外展開支援事業費補助金

市内中小企業者の海外展開を促進するために、自社独自の活動(※1)または公的支援機関等を活用した活動に要する費用の一部又は全部を補助します！

※1 民間の支援機関の活用を含む

対象者

飯塚市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者

対象事業

日本国外への販路を新たに開拓しようとする事業

※自社製品に限らず、他社製品を自社が仲介して取り組む事業も含まれます

(イメージ)



海外視察



商談会や展示会(オンライン含む)



広報活動



サンプル輸出



表彰制度申請

対象経費

旅費、宿泊費、通信運搬費、出展料、通訳・翻訳費、印刷製本費、広告宣伝費、参加費、登録料、委託費、その他市長が認めるもの(※3)

※3 海外PL保険、海外における商標取得費用、バイヤー招聘費用、借上料などを想定

※国、都道府県その他の公的機関から補助金の交付があった場合は、その補助金分を控除して算出します

補助率・補助限度額・申請上限回数

①自社独自の活動：補助率1/2以内 補助上限**10万円**（申請回数上限 1回まで）

②公的な支援機関を活用した場合：（申請回数に上限なし）

- ・ 0万円～ 2万円未満：実費全額補助
- ・ 2万円以上～ 3万円未満：2万円の定額補助
- ・ 3万円以上～ ：補助率2/3以内（補助限度額10万円）

※①を1回、②を1回～複数回活用するような組み合わせも可能です。

ただし累計補助限度額は**10万円**まで

飯塚市HPは
こちら



事業の流れ



※審査照会には、1～2週間の期間を要します

・年度内に事業が完了するようにご注意ください。

・詳細については、下記の電話・メールにてお気軽にお問合せください。